
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第54号》 2021年4月2日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

■-- 目 次 --■-----

- 【1】 事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）
- 【2】 新型コロナウイルス関連融資について（府・市）
- 【3】 特別相談窓口の開設（市）
- 【4】 設備投資補助・経営環境整備支援（市）
- 【5】 広告掲載募集中！岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！（市）
- 【6】 高機能換気設備等の導入支援事業（国）
- 【7】 関西エコオフィス宣言事業所の募集（関西広域連合）

■-- 各 情 報 --■-----

【1】-----

事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）

◆緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」（経済産業省）

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時金（法人等最大60万円、個人等最大30万円）が支給されます。

- ・飲食店は別の支援枠組みで対応するため、本制度では対象外となります。
- ・農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者（取引先）や旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた事業者が想定されています。

・申請受付期間 令和3年3月8日から令和3年5月31日まで
※上記内容は変更されることがあります。以下のページでご確認ください。

●経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

◆【飲食店向け】大阪府営業時間短縮協力金【第2期】（大阪府）

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けての営業時間短縮要請に伴い全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、大阪府から協力金を支給します。

- ・要請期間 令和3年2月8日から令和3年2月28日まで
- ・1店舗あたり 126万円（6万円×21日）
- ・申請受付期間 令和3年3月8日から令和3年4月19日まで
- ・大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター
06-6210-9525（午前9時から午後7時まで 日・祝を除く）

●大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku2/index.html>

◆「事業再構築補助金」（中小企業等事業再構築促進事業）

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

- ・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。
- ・申請受付 令和3年4月15日から令和3年4月30日まで（第1回予定）

※上記内容は変更されることがあります。以下のページでご確認ください。

●経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

【2】-----

新型コロナウイルス関連融資について（府・市）

大阪府制度融資「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」が創設されました。融資をご希望の場合、まずは大阪府の指定する取扱金融機関にご相談ください。

必要書類として、市・認定書（危機関連保証・セーフティネット保証4号・セーフティネット保証5号）を取得のうえ、取扱金融機関にて融資を申し込んでください。

なお、利用については金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えないことがあります。

【融資名称】

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金

【融資限度額】

4,000万円

【金利】

年1.2%（固定）

【融資期間】

10年以内（据置5年以内）

【保証料】

実質0.2%（0.85%のうち0.65%相当額を国が補助）

【対象者】

- ・危機関連保証（第2条第6項）認定者
- ・セーフティネット保証4号認定者
- ・セーフティネット保証5号認定者で売上高15%以上減少者

【期限】

令和3年4月1日から

【問合せ先】

- ・融資に関するものは取扱金融機関（下記大阪府のページ参照）へ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>
- ・認定書の取得に関することは岸和田市産業政策課（072-423-9485）へ
- ・危機関連保証（指定期間：令和3年6月30日まで）
<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/kikikanren.html>
- ・セーフティネット保証4号（指定期間：令和3年6月1日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/seihutelinetto4goukorona.html>

・セーフティネット保証5号（指定期間：令和3年6月30日まで）
<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/gogou-nintei20200501.html>

【3】-----

特別相談窓口の開設（市）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、お困りごとはありませんか？
中小企業診断士が、事業再構築補助金などの補助金活用にあたって、重要となる
事業計画内容について何度でも伴走支援する「特別相談窓口」を開設します。

[ビジネスアドバイザー]

野村 昌史／のむら まさふみ（中小企業診断士）

◆相談日：

4月7日(水曜日)/4月16日(金曜日)/4月20日(火曜日)/4月27日(火曜日)

時間帯：10:00～17:00（1時間）

※ご予約日程・時間は先着順 / 定員：各回限定5組（申込順）です。

◆場所：

岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Biz

（岸和田市港緑町3-1 岸和田カンカンベイサイドモールWEST棟2階）

◆申込方法：

※事前予約制です。

お電話（072-447-5855）またはお申し込みフォーム

<https://www.kishi-biz.jp/contact/>からお申し込みください。

【4】-----

設備投資補助・経営環境整備支援（市）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者のために、「先端設備等導入計画に基づく設備投資補助」と「新しい生活様式への経営環境整備支援」を実施します。応募多数の場合は選考で交付を決定し、予算に達した場合は第2・3次募集を実施しません。詳しくは市ホームページをご確認ください。

【申請期間】

- ・第1次募集…4月1日～5月14日（必着）
- ・第2次募集（予定）…6月1日～7月15日（必着）
- ・第3次募集（予定）…8月2日～9月15日（必着）

【問合】

- ・岸和田市産業政策課企業経営支援担当（072-423-9485）

<設備投資補助>

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/sentansetubi.html>

【対象】

次の①～③全てに該当する事業者

- ①設備等を設置する拠点（本社、事業所、研究開発拠点、工場など）が本市にある中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者であること
 - ②生産性向上特別措置法（平成30年法律第80号）に基づき、本市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者であること
 - ③令和3年4月1日から令和4年2月28日までに導入する設備等であること
- ※既に導入した設備は、原則対象外です。

【補助率】

- ・対象事業経費の15%（消費税及び地方消費税を除き、1,000円未満切り捨て）
- ・上限額、1事業者あたり500万円

<経営環境整備支援>

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/keieikankyokaizen.html>

【対象】

次のいずれかの対象となる事業経費に該当し、下記の①・②どちらも該当する事業者

●対象事業経費

- ・テレワーク導入に係る事業経費
- ・会議のオンライン化実施に係る事業経費
- ・新サービス展開としてテイクアウト、デリバリー実施に係る事業経費

- ・キャッシュレス化に向けた事業経費
 - ・新たに通販サイトに登録し商品等を販売する事業経費
- ①市内に本社または主たる事務所を有すること（ただし、大企業を除く）
 - ②対象事業を令和4年2月28日までに完了し、事業実績報告をすること

【補助率】

- ・対象事業経費の2/3（消費税及び地方消費税を除き、1,000円未満切り捨て）
- ・上限額、1事業者あたり50万円

【5】 -----

広告掲載募集中！岸和田市の市有資産を貴社の広告塔として
お使いください！（市）

岸和田市では、民間事業者様への幅広い広告掲載の場の提供と、本市における財源確保の取組の一環として、様々な広告媒体への広告掲載を募集しています。得られた財源は公共施設の維持管理等に使われ、貴社の社会貢献活動にもつながります。今回は本市で募集中の広告媒体の中から注目度の高いものをご紹介します。ぜひ岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！

<1> ネーミングライツ（市公共施設への愛称命名権）

市公共施設の愛称命名権を購入する法人を随時募集しています。施設の「愛称」として法人名、商品名、ブランド名等を冠することができ、市公式ウェブサイト、広報紙や愛称看板の設置等により幅広くPRできます。現在、総合体育館、文化会館（マドカホール）、福祉総合センター、自然資料館を重点的に募集中！詳しくは下記URLへアクセス、又は「岸和田市 ネーミングライツ」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/namingrights.html>

★本市ネーミングライツ導入施設実績★

正式名称：岸和田競輪場 ⇔ 愛称：ブッキースタジアム岸和田（H31.4.1～）

正式名称：岸和田市立浪切ホール ⇔ 愛称：南海浪切ホール（R1.10.1～）

正式名称：中央公園 ⇔ 愛称：まなび中央公園（R2.4.1～）

<2> 市公式ウェブサイトへのバナー広告

市公式ウェブサイト上に掲載するバナー広告を随時募集しています。募集しているページは「行政の窓口」のトップページ（2019年度約80万アクセス）、「だんじり」特設サイトのトップページ（2019年度約50万アクセス）となっております。1ヶ月の掲載からお申込み頂けます。貴社サイトの検索エンジン対策（SEO）や事業PRに最適！詳しくは下記URLへアクセス、又は「岸和田市 バナー広告」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/3/banner-ad.html>

<3> 広告パートナーを募集中

市が保有する広告媒体に広告を掲載することに興味をお持ちの事業者様等をあらかじめ登録する制度です。登録頂くと、市が広告主を一般公募で募集する際にお知らせが受け取れたり、一部の広告媒体では先行募集をさせて頂く等、有利な条件で市の広告媒体をご活用頂けます。また、登録されている事業者様は、市公式ウェブサイトにも名称や所在地等も掲載されます！もちろん登録は無料！詳しくは下記URLへアクセス、又は「岸和田市 広告パートナー」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/pa-tona-bosyu.html>

その他にも岸和田市では様々な広告媒体への広告主を募集中！本市の公共施設や公式ウェブサイトへ広告掲載してみませんか？

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/koukou-annai.html>

<お問い合わせ先>

岸和田市 財務部 行財政改革課

TEL : 072-423-9405 (直通)

E-mail : gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

【6】-----

高機能換気設備等の導入支援事業（国）

令和2年度第3次補正予算に盛り込まれている上記事業について、補助金の公募が開始されています。

公募期間 : 令和3年3月16日から令和3年4月27日17時必着
執行団体 : 一般社団法人静岡県環境資源協会 (SERA)

なお、令和2年6～7月の公募からは、以下の点が大きく変更されていますので、ご注意ください。

- ・照明設備 (LED化) は補助対象外 (ただし、LED化に伴うCO2排出削減量は、削減効果に算入可)
- ・CO2削減量の費用対効果の観点から、CO2削減量1トン当たりの補助対象経費は7万円が上限
- ・補助率は、一律1/2
- ・導入前と比較して、CO2排出量が3%以上削減できる事業のみ対象
- ・大企業は対象外 (応募不可)
- ・令和3年1月8日以降に契約・発注した事業であっても、申請の条件を満たせば採択 (遡及)

詳細は次のURLのページからご確認ください。

→ http://www.siz-kankyuu.jp/2020hoseico2-2_kanki.html

【7】 -----

関西エコオフィス宣言事業所の募集 (関西広域連合)

地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動等の環境に配慮した活動に取り組むオフィスを「関西エコオフィス宣言事業所」として募集しています。

(1) 対象事業所

民間の事業所 (いわゆる「オフィス」に限らず、小売店、ホテル、博物館、駅等の集客施設、NPO法人、組合なども対象)

(2) 宣言期間

登録から宣言の取り下げの連絡まで

(3) 登録単位

オフィスごと

(4) 登録先

オフィスが所在する府県

(5) 宣言した場合のメリット

- ・登録証の交付
- ・関西広域連合ホームページで「地球環境にやさしいオフィス」として紹介
- ・夏のエコスタイルポスター等啓発資料の提供
- ・取組紹介による環境取組の宣伝。優良事例の情報収集。

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/kankyohozen/carbonoffset/ecooffice/1925.html>

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 企業経営支援担当
Tel : 072-423-9485 (企業経営支援直通)
Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。